

# 第18回東京都廃棄物審議会

## 速 記 録

日 時：平成29年5月18日（木）13:57～15:22

場 所：東京都庁第一本庁舎 16階 特別会議室S6

○藤井計画課長 本日は、御出席をいただきましてありがとうございます。

定刻よりもまだ若干早いのですが、先生方、皆さんお集まりいただきましたので、ただいまから第18回「東京都廃棄物審議会」を開催させていただきたいと思っております。

この審議会の委員の先生方の総数は23名いらっしゃいます。本日御出席の皆様は15名でございます。委員の皆さんの総数の過半数に達しております。東京都廃棄物審議会運営要綱第6第1項に規定する定足数を満たしていることをまず御報告させていただきます。

また、本審議会につきましては、同じく運営要綱第9第1項の規定に基づきまして公開という扱いにさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

委員の異動の関係でございます。

東京都町村会様から推薦をいただきました、瑞穂町の石塚委員が今年の5月15日をもって瑞穂町長の任期を満了されました。本日は欠席されておられますけれども、後任として、新たな瑞穂町長の杉浦裕之様が委員として御就任いただくことになりましたので、御報告させていただきます。

お手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

2つダブルクリップで大きく閉じさせていただいてございますけれども、まずお手元の座席表から始まる資料のつづりを確認させていただきます。1枚目に座席表がございます。続きまして、「東京都廃棄物審議会（第18回）」という会議次第でございます。

資料1、1枚ですけれども、先生方の名簿でございます。

資料2、1月25日に開かれました「東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会（第4回）」での審議内容の報告でございます。

資料3、「東京都廃棄物審議会答申『東京都災害廃棄物処理計画の策定について』（案）（概要版）」でございます。A4の縦書きで数枚つづっておるものでございます。

資料4、答申（案）ということでお示しさせていただきます本文でございます。A4の縦書きでございます。

以上が、本日の資料の一つづりでございます。

参考資料の一つづりでございます。

参考資料1、同じくA4の縦書きでございます。前回3月7日のときの審議会でもいただきました御議論の速記録ということでつけさせていただいてございます。

参考資料2、総会の際にお出しいただいた皆様方の御質問、御意見と今後の対応ということの対照表を参考につけさせていただいてございます。

参考資料3、後ほど報告がございます中間のまとめに対するパブリックコメントの意見とその対応表ということで、災害廃棄物部会に提出させていただいているものでございます。

参考資料4、まだ確定版ではございませんが、前回の審議会後に開かれた部会の速記録の現在の案文ということでつけさせていただいてございます。

参考資料5、「東京都災害廃棄物処理計画（中間まとめ）」ということで、前回の審議会総会でいただいた御議論を踏まえて、修正した中間のまとめでございます。

参考資料6、これも第3回の部会で提示させていただいたものでございますけれども、「災害廃棄物対策マニュアル（仮称）に記載すべき内容について」という資料でございます。

参考資料7、「東京都廃棄物審議会運営要綱」。

参考資料8、昨年7月13日付の諮問文、裏面が諮問の趣旨になっているものでございます。

資料に過不足等がございますでしょうか、よろしいでしょうか。

よろしければ、事務局からの説明は以上でございます。

これ以降の議事の進行につきましては、田中会長によりしくお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○田中会長 最近は、東京都からいろいろな情報が流れておりますけれども、その一つが小型家電のリサイクルですね。6つのリサイクル法ができていますが、最後にできたリサイクル法が「小型家電リサイクル法」。この回収がなかなか進まないのが実態なのですが、回収した金や銀や銅を使って東京オリンピックのメダルをつくるということで、非常にいいことではないかなということで、追い風になって回収が進むことを期待しております。

この審議会ですけれども、去る3月7日に開催されました第17回東京都廃棄物審議会では、これまで災害廃棄物部会で御議論いただいた内容をもとに、東京都災害廃棄物処理計画（中間まとめ）案について御議論いただきました。審議会後、委員の御意見を反映させた東京都災害廃棄物処理計画（中間まとめ）を事務局と私とで取りまとめ、確認させていただき、それについてパブリックコメントに付しました。4月25日には第4回災害廃棄物部会を開催し、パブリックコメントの結果を反映した「東京都災害廃棄物処理計画の策定について 答申（案）」について再度御議論をいただいたところでございます。

本日は、昨年7月に都知事代理から諮問いただきました東京都災害廃棄物処理計画の策定について、本審議会としては答申を取りまとめたいと思います。どうぞよろしく御協力いただきたいと思います。

それでは、これより本日の議事に入りたいと思います。

本日の議題は、議事次第にございますように2つございまして、「（1）東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会（第4回）での審議内容の報告」「（2）東京都災害廃棄物処理計画の策定について 答申（案）」でございます。

まず、「（1）東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会（第4回）での審議内容の報告」について、災害廃棄物部会の審議事項について部会長である杉山委員より御報告をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○杉山委員 災害廃棄物部会の部会長を務めさせていただきました杉山です。よろしく願いいたします。

それでは、災害廃棄物部会（第4回）での審議内容について御報告いたします。

中間まとめに対するパブリックコメントの募集を行った後、4月25日に第4回災害廃棄物部会を開催しました。主な議題としましては、資料2に書いておりますパブリックコメントの実施結果について、また、パブリックコメントの内容を反映させた東京都災害廃棄物処理計画（案）について審議を行いました。

パブリックコメントの実施結果については、資料2の「2 主な議題」の「（1）『東京都災害廃棄物処理計画（中間のまとめ）』に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について」。

このパブリックコメントに関しましては、4件御意見をいただきました。

意見内容としましては、最初の御意見としまして、「都所有のオープンスペースの具体的な場所等が示されないと、二次仮置場の設置・運営についての具体的な計画が策定できない。二次仮置場の具体的な場所を計画に記載してほしい」という御意見がありました。

2点目としまして、「初動期から応急対応期における都外での広域的な中間処理を含めた受援体制を早急に確立することが、その後の災害廃棄物の円滑な処理に寄与すると考える」という御意見。

「初動期においても、区市町村の役割として、救助捜索活動の障害物の対応を記載してはどうか」という意見もございました。

その他、文言の修正について御意見をいただいております。

裏面に行っていたきたいと思っております。

「(2) 東京都災害廃棄物処理計画(案)について」ということで、先日の部会で各委員から出されました主な意見について御紹介をさせていただきます。

「主な意見内容」としまして、まず1点目ですが、先ほど御紹介しました意見募集で、都が二次仮置場の位置を示さないと、各区で仮置場の計画を作成できないという意見がありますが、あくまで区が作成する計画であり、都が二次仮置場の位置を決めなくても、都内各自治体では、災害廃棄物処理計画を策定すべきという御意見がありました。

「訓練、演習を実施する」ということについて、実施後のフォローアップ、改善等も含まれているものと理解しているので、単に訓練の実施ということではなく、その後も含めた丁寧な記載をしてはどうかという御意見もありました。

災害廃棄物処理について、都からの普及啓発を継続してほしいという意見、あるいは計画やマニュアルの実効性を高めていくことが必要になると思われるので、そのスケジュールについても検討したほうがよいという意見もございました。

最後、5点目ですけれども、本計画を策定して配布するだけでなく、中身を理解してもらい、互いに意思疎通ができることが重要である。訓練、演習についても、順序立てて継続的に取り組んでほしいという意見をいただいております。

今、御紹介いたしました、これらの意見についての対応につきましては、資料4の答申(案)本文で事務局から御説明いただきたいと思います。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

「東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会(第4回)での審議内容の報告」について、杉山部会長から報告をいただきました。この内容も踏まえて、議事の(2)「東京都災害廃棄物処理計画の策定について 答申(案)」について、事務局より説明をお願いいたします。

○藤井計画課長 お手元の資料3と資料4について、事務局より説明させていただきます。

まず、資料3について簡単に触れさせていただきます。

前回の審議会の中間まとめのときと少し概要版の構成を変えてございます。今回の計画の御答申をいただけるという前提で、どういったところが今回の計画として目新しいところかということがわかるようにということで、少し踏み込んで、どこが変わったかというところを中心に書かせていただいたものでございます。

「1 計画の位置づけ」としましては、本審議会から答申をいただきました東京都資源

循環・廃棄物処理計画において、災害廃棄物を適切に処理するための計画をつくるようになっておいたものを踏まえてつくったものでございまして、平常時から発災後のことを想定して、各主体の役割分担を整理し、それぞれが取り組むことを明確化したものです。

「2 計画の特徴」としては、4本の柱を代表的に掲げさせていただいてございますけれども、廃棄物の排出者でもあり、実際災害が来ると被災者にもなってしまう都民の視線を大切に、災害廃棄物の処理のあり方を定めるということで、「生活環境を保全する安全で安心できる処理」、「都市機能を取り戻す復旧、復興に資する処理」、「災害克服後も大都市東京の持続性を確保できる処理」という前提で7つの基本方針、これは総括的な話でございますが、「1 計画的な対応・処理」、「2 リサイクルの推進」や「3 迅速な対応・処理」、「4 環境に配慮した処理」、「5 衛生的な処理」、「6 安全の確保」、「7 経済性に配慮した処理」と掲げさせていただいているものでございます。

2ページ目ですけれども、これは後ほど本文でももう一回触れさせていただきますが、「(2) 区市町村と都の役割分担を明確化」ということで、発災後だけではなくて平常時に取り組むべきこと、発災後も初動期、応急対策期、災害復旧・復興期と分けて、それぞれの取り組みを書いたということでございます。都としては、広域自治体としての調整機能をしっかり果たすべきだという前提のもとで、その役割を明確化し、区市町村の災害廃棄物処理計画の策定を支援していきたいと考えてございます。

3ページに参りまして、3点目の大きな柱として、「発災後の受援内容を整理」ということでございます。熊本地震でも、都から職員を派遣いたしました。平常時から発災後にどのような支援を受けられるのかということをおあらかじめ想定して、どういったものを対応していただけるのか、それを受援内容と呼んでございますけれども、それを整理しておく必要があるということで、例示として受援メニューを具体的に掲げさせていただいております。

最後の4点目といたしましては、発災後に都と区市町村で円滑なコミュニケーションがとれるように、互いのカウンターパートが明確になるよう組織の共通化を図るということで、本文上にあります組織のイメージを区と市でもそれぞれつくっていただき、円滑なコミュニケーションを図っていく。そうした中、さらに実効性を高めるように、平常時から訓練、演習を重ねていくことを代表事例として書かせていただいております。

参考までに4ページ、5ページは、実際の被害想定に基づく推定発生量と廃棄物の流れ、さらに時間の経過、主な廃棄物の処理ということで、これ1枚で本日お諮りさせていただくものの概略を示させていただいたものでございます。

続きまして、資料4、本文でございます。

先ほど、杉山部会長から御報告いただきました話も踏まえまして、主に前回の中間のまとめから変更になった点について、少し事務局から補足させていただければと思います。

答申(案)の冒頭、おめくりいただいて、ページは振っていないのですがけれども、諮問を受けて「諮問の趣旨」と、それに向けての取組ということで、前書きを今回付けさせていただきます。

その後、目次がございまして、1ページ以降からが本文になってございます。

第1章が総論。第2章が、災害廃棄物対策における各主体の役割分担。第3章が、とりわけその中で東京都が取り組むべき災害廃棄物対策。第4章が、訓練、演習、計画の見直

しという構成は変わってございません。

では、具体的に変わったところを少しずつ言及させていただきます。まず3ページをお開きいただければと思います。

「第3節 計画の対象」ということで掲げさせていただいておまして、「2 対象とする災害廃棄物」というところです。これは先ほどパブリックコメントの意見の御紹介をいただきましたけれども、発災直後の救助、搜索活動の重要性という御意見をいただきましたので、災害廃棄物の表の上から5つ目でございます。緊急道路啓開とともに、救助搜索活動に伴って生じる廃棄物についても、しっかり計画の中で位置づけていこうと、ここを加筆させていただきました。

少しおめくりいただきまして、8ページの先ほど申し上げた7つの基本方針のところですけれども、細かい修文の中の一つでございます。「5 衛生的な処理」のところで、「悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る」と書きましたが、当初ここは「夏場の悪臭」と書いてございまして、パブリックコメントの中で悪臭は別に夏場に限らないではないかという御指摘をいただきましたので、そこはカットさせていただいているところでございます。

11ページは、前回の部会の中で御議論のあったところで修文をしてございますが、標準処理フローということで図4に示させていただきました。最終的には、災害復興になったときに、できる限り復興資材に有効に活用していくという流れの中で、コンクリートがら、再生砕石という流れの処理、処理・処分先を明確に復興資材と書かせていただきました。復興資材の行き先としては、最も多いのは路盤材に使われることでしょうけれども、再生骨材コンクリートへの活用とか、さまざまなシチュエーションが考えられるかと思っておりますので、復興資材と書かせていただいたところでございます。

15ページ以降が、「第2章 災害廃棄物対策における各主体の役割分担」でございます。

まず、「第1節 平常時（発災前）」から始まりますが、16ページに、平常時に各主体が取り組むべき事項を表にさせていただいたところでございます。ここで2点ばかり大きく書いているところがございます。

1点目は、東京都の庁内連携をしっかりとやるべきだという御意見を前回の部会でいただきました。とかく災害廃棄物の処理は、環境部局でいろいろ問題意識を持ってやっているところでございますけれども、環境部局だけではとても対処できない。他の土木の部分とか仮置場を持っている部門、さらには住民の皆様方の罹災証明の関係で、区市町村で言えば区民課、市民課の関係とか都税事務所といったさまざまな連携の必要なところもございます。東京都としても、関係部局としっかりと連携していかなければならないところもございますので、都の役割の冒頭に改めて「庁内関連部局との連携強化」と書かせていただいたところでございます。

さらには、「訓練、演習の実施」ということで、区市町村と都の最後のところでそれぞれ書いてございますが、演習を実施というところで終わっておったわけですけれども、その訓練や演習を実施するだけではなくて、しっかりとPDCAサイクルでフィードバックさせるべきだという御意見がございましたので、実施状況の把握ということに言及させていただいているところでございます。

18ページが「第2節 初動期（発災後約1か月まで）」でございます。これは、前回の

審議会の総会の中で江尻委員から御意見をいただいていたと思いますが、平常期だけではなくて、発災後の役割分担も表にしたほうがいいのではないかという御意見をいただきまして、その旨を反映させていただきました。表7が初動期の役割分担、さらにはその先になりますけれども、25ページの表8が応急対策期の役割分担表、28ページの表9が災害復旧・復興期の役割分担表ということで、役割分担表をそれぞれの箇所について書かせていただきまして、それぞれの代表的なものを先ほどの資料3の2ページの概要に示させていただいたところにまとめさせていただいております。

もう一回ページを戻っていただきますが、初動期の21ページでございます。先ほど救助、搜索活動の廃棄物の重要性のパブコメをいただいたという報告をさせていただいたところでございますけれども、発災後直ちに道路啓開と救助活動に伴って出てくる廃棄物の対応が出てくるということで、そこを明確に初動期のところに書くべきだと考えまして、これは事務局で「(5) 建物等の損壊物の取扱い」、「損壊物」というあたりの表現はいろいろ悩んだのですけれども、まだこれは亡くなられた遺族の方の遺品とかいろいろな物もある中で、「廃棄物」という表現は適切ではないとか、部会の中でもいろいろ御議論ありまして、「建物等の損壊物の取扱い」という形で書かせていただきました。

損壊物の対応という中では、それを除去することもさることながら、今後、公費で壊れた建物を解体するという準備をしっかりとやっていくことも区市町村にお願いしなければならないところなので、区市町村の公費解体の準備ということも、あわせてここで記載させていただいてございます。

30ページ以降は、「第3章 東京都の災害廃棄物対策」ということで、ここは大きく変更しているところはございません。

最後、40ページ、「第4章 訓練、演習、東京都災害廃棄物処理計画の見直し」という中で、第1節が訓練、演習のことを書かせていただいております。先ほども役割分担表のところでも少し言及させていただきましたけれども、訓練、演習をやりっ放しではなくて、それをしっかりと定着させることが大事だという御意見を前回部会で頂戴したところでございますので、第1節の第2段落、なお書き以降を加筆させていただいております。

「なお、訓練、演習は、その実施を通じて参加者の災害対応力を上げるだけでなく、実施後に本計画や都マニュアルを検証し、必要に応じてそれらを見直す取組が重要である。また、訓練、演習は継続的に実施し、都域の災害対応力の向上を図っていく」と、今後の取り組みとしても書かせていただいたところでございます。

以上が大きく変更したところでございます。

なお、先ほど資料確認のときに紹介をさせていただきましたけれども、説明は省略させていただきますが、本日の参考資料2が前回総会の場でいただいた御意見に対する対応表ということで、前回の部会に提出させていただいた資料をそのままお付けさせていただいております。

参考資料3は、パブリックコメントに対する対応ということで、今申し上げた修文のところも含めて整理させていただいております。

審議会の総会には初めて資料を出させていただきますが、参考資料6「災害廃棄物対策マニュアル(仮称)に記載すべき内容について」という資料を用意させていただきました。これは第3回部会のときに議論をさせていただいた資料でございまして、本日答申という

形で最終的な御審議をいただくところがございますけれども、答申をいただいて、計画をつくった後も、マニュアルとしてどういったものを整備すべきか。つまり、計画で定めるところと、その後のマニュアルで定めるところとの区分けを部会のあるときにしっかりと先生方にしていただいたものでございまして、本日の議論の参考になればということでつけさせていただきます。

資料についての補足説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から部会での審議内容の報告、東京都の災害廃棄物処理計画の策定についての答申（案）について説明いただきました。御意見、御質問がある方はネームプレートを立てて意思表示をしていただきたいと思います。発言者は私から指名させていただきます。いかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 第1章の3ページは、私が勘違いしているのかもわからないので確認したいのですが、「2 対象とする災害廃棄物」を読んでいきますと、最後に「事業者が自らの責任で処理を行うものとする」と書いてあるのです。それと、赤い四角の中を見ると、国庫補助の対象となった中小企業の事業場から排出される廃棄物に限る。事業活動に伴う廃棄物は除くと書いてあるのです。これは、大手企業の廃棄物は対象にならない、中小企業だけが対象になるという解釈にも私は見てしまうのですけれども、これはいかがなものなのでしょうか。

○田中会長 中身の確認ですね。

ほかにもございますか。まとめて回答していただきましょう。

蟹江委員、お願いします。

○蟹江委員 ありがとうございます。

非常にわかりやすいと思ったのですが、例えば東京のオリパラの最中に大規模震災が来たときには、恐らく計画どおりにいかないことがいっぱい出てくると思うのですが、可能性としてはいろいろ否定できないところもあると思うのです。オリパラに限らず、東京都は常にいろいろな大規模なイベントがあると思うので、イレギュラーなことがいろいろ起こってくると思うのですが、そういったことへの対応というのがすごく大事になってくると思うのですが、その辺はどう検討されているのか、あるいはこの中にないにしても、どういうところでつながってくるのかということをお伺いしたいと思います。

○田中会長 イレギュラーというのは、想定外、おっしゃったのはイベントがいろいろあるからですか。

○蟹江委員 そうです。一番わかりやすいのは、オリンピック・パラリンピックの最中に大規模災害が起こったり、その前に起こったときに、ここで想定している各主体の取り組み、役割が機能しないことが起こってくると思うのです。そういうときにどういう対応をとるのか。多分、東日本大震災のときも、一番の課題は原発、地震、津波という3つの災害が重なったところだと思うので、想定外のことは想定外だと思うのですが、そういったときの対応をどうするのかというところです。

○田中会長 ほかにいかがでしょうか。



安井委員、お願いします。

○安井委員 今の蟹江先生のお話を聞いてそう思ったのですけれども、想定外というのは多分この答申に書くべきではない。ただ、何が想定外で、何が想定内なのかということは、これができた段階、要するに、明日からいきなり発災するまでじっとしているわけではないと思いますけれども、とにかく具体的なシミュレーションをやり始めなければいけないかと私自身は思うのです。

例えば地震のシナリオでも、いろいろなところで震源がどこにあるかということは考えておられますけれども、その2つでもいいのかもしれませんが、大体今の東京のビルですと、建築基準法が変わっている1981年以前に建っているビルか、後かですかですね。ですから、1981年以前のビルが全部ぶっ壊れるという仮定をしたときに、どこにそのビルがあるかというのは多分わかりますね。そうなったら、どういう状況になるかぐらいのことを少し考える。これとは関係ないのだけれども、これができたからそれで安心しないでくださいという話なのですが、とにかく早速そういった具体的なシミュレーションを始めないといけない。その一つとして、オリパラなどもあるのではないかとというのが私の意見でございます。

どこまで細かいシミュレーションをやるか、これはこういう委員会のレベルなのか、そうではないのかはわかりませんが、とにかく御担当の方は大変だと。頑張ってくださいねという感じでございます。

○田中会長 ここまでのところで、事務局からコメントがあればお願いします。

○藤井計画課長 ありがとうございます。

今、安井先生からも御意見をいただきましたので、そちらから先に考えを述べさせていただきます。

部会の中でも、以前どの程度の災害が発生したときにどういう対応をとるのかということで、幾つかのシミュレーションもやってみました。広域的なものにわたる場合は、都が自治法に基づく事務処理委託をする前提もある程度考えなければいけないとか、局所的なものであれば区市町村の対応で、都は基本的に調整役だけで大丈夫という議論で、場合分けをやることも考えたのですけれども、基本的には大規模なものが来たときの想定を考えると、あとはそのとおりの災害が来なくても、フレキシブルにレベル感として対応がとれるのではないかとということで、基本的には最悪の事態が来たことを想定して、MAXの対応ということで書かせていただいたところであります。安井先生からちょうど意見をいただきましたけれども、40ページにそれ以降の訓練、演習のところを書かせていただいております。

実は、東京都はこれからさまざまな訓練や演習をやっていきたいと思っておりますけれども、全国的には先んじて訓練、演習をやっているところもございまして、その場合には、さまざまな訓練、演習のバリエーションはあるのですけれども、例えばこういうシナリオで災害が発生した場合に、あなたたちは何から手をつけますかということから実際にシミュレーションしてやっていくことがございます。なので、決して決め打ちではなくて、この計画をベースに安井先生から大変なことと言われましたので、心して取りかかればならないかとは思っておりますけれども、計画をいただければそれに基づいて、しっかりとした演習を積み重ねていく中で対応力を少しでも上げていきたいと思っております。

ございます。これは東京都だけでできるものではございませんので、区市町村と連携してしっかりやっていきたいと思っております。

続きまして、高橋委員からいただきました災害廃棄物の範囲の話でございます。資料3の概要版の4ページ参考のところに書かせていただきました。被害想定参考の小さい字なのですが、阪神・淡路大震災で約2,000万トンの災害に伴う廃棄物が出たということでございます。このうち、小さい字で括弧して、兵庫県には村がないので市町という言い方ですが、うち市町による処理をしたのが2,000万トンのうちの1,450万トンという報告が出ています。引き算すると、残りの550万トンというのは市町が処理したのではなくて、事業者がみずから処理したものでございます。特に阪神・淡路大震災のときは阪神高速の倒壊とかインフラの被災もあった中で、廃棄物処理法に基づく災害廃棄物の処理という枠ではなく、事業者が産廃として処理した分も550万トンと、かなりの量が出ているところでございます。

その辺の考え方といたしましては、基本的に大企業の皆様でしっかりと排出者責任をとっていただける方には、産廃処理も含めてしっかり事業系の廃棄物として処理していただきたいと思っております。

一般家屋が壊れた場合とか、中小企業の皆さんに大きな被害があった場合は、国家補助の対象となる可能性がございます。これは環境省にも聞いてございますけれども、どこまでが国庫補助の対応になるかということは、その災害の規模に応じて個々に決めるので、今の段階からどこまでが国庫補助の対象になるかというのは、国としても言えないという話でしたので、こういう書き方にならざるを得ないのですが、国庫補助の対応になるところにつきましては行政が関与して、特に中小企業の方になるかと思っておりますけれども、しっかりと関与してやっていかなければならないので、ここで言う「2 対象とする災害廃棄物」に書かせていただいたものでございます。

以上で、お答えになっているかどうかはありますけれども、そういう考えでございます。

○田中会長 高橋委員、いいでしょうか。

○高橋委員 災害時は、大手も中小も廃棄物に全然色がついていないからわからないのですね。それをどうやって区別するのか。あとは量の問題も出てくると思うのです。だから、その辺も考えておかなければいけない話なのかなと、私自身は思っております。

○田中会長 今までの説明では、「処理計画の策定について」という表題になったもので説明されましたけれども、参考資料5というのは内容が同じだが、「東京都災害廃棄物処理計画（中間まとめ）」ということですね、中身は一緒ですね。

○藤井計画課長 これは、「処理計画」と書かせていただいておりますけれども、3月のときの審議会の中間まとめでございます。

○田中会長 資料4の2ページの図の1のところ、区市町村はこれから災害廃棄物処理計画をそれぞれつくることが求められているわけですね。これを参考にして、東京都も支援して、それぞれが処理計画をつくる。東京都は災害廃棄物処理計画をつくらないといけないのですけれども、それはもうここでできたということでもいいのですか。

○藤井計画課長 本日、答申をいただければ、それで行政計画として正式に決定をとって公表したいと思っております。基本的にはこの答申を踏まえて、それを計画という形で改めて発表させていただきたいと思っております。

○田中会長 わかりました。これからつくるのはもし災害が起こった場合に、東京都が処理推進計画をつくると。

○藤井計画課長 説明が悪くて申し訳ございません。

本日、これで答申をいただきましたら、基本的に本文はほぼ変わらないと思いますが、この答申をもとに東京都の平常時からつくる災害廃棄物処理計画をまとめたいと思っています。

○田中会長 これとは別のもの。

○藤井計画課長 ほぼ同一のものでございます。

○田中会長 ほぼこれは含まれるのでしょうかけれども、別のものがつくられる。

○藤井計画課長 別と申しますか、その計画をつくるための答申をいただければと思っていますので、形式的に別のものになりますけれども、答申の内容を踏まえた計画をつくることになります。

推進計画は、実際に災害が来たときにつくるものでございますので、本日答申をいただければ、東京都災害廃棄物処理計画という形で改めて計画を策定して、発表させていただきたいと思っています。近々にやりたいと思っています。

○田中会長 東京都廃棄物審議会では、5年ごとに廃棄物処理計画をつくっていますね。審議会で答申したものをもとにして計画がつくられますね。あれと同じようなパターンですか。

○藤井計画課長 全く同じでございます。

○田中会長 松野委員、お願いします。

○松野委員 答申としては、大変きれいにまとめられていいと思います。

先ほどの話は、答申に基づいての計画が今後つくられていくということで、多分計画のほうに入って行くのではないかと思います。第1章「総論」の11ページの処理の流れという大枠の中で、今日冒頭で会長も発言されていましたが、いわゆる小型家電はボリュームとしては非常に小さくあるのですが、貴金属、レアメタルがたくさん入っていることと、携帯とかタブレットとかパソコンは情報が入っていて、目の前にあっても非常に扱いにくいといったものはどのように扱われるのか。見落としかもしれないですが、この中を一通り見た限り、書かれていなかったようにも思うところがありますので、その点を教えていただきたいと思います。

○田中会長 米谷委員、お願いします。

○米谷委員 先ほどの高橋委員の御指摘の部分なのですが、私もここは全く気づいておりませんでした。改めて指摘をいただいたとっております。ここの参加者は、今日は金丸さんもいらっしゃらないので、排出側企業の立場は私1名です。何か言っておかないわけにはいかないかなと思ひまして発言させていただきます。

あくまで災害廃棄物ですので、法律上の処理責任としてはあくまで自治体だと認識をしております。ほかの部分で前回私からも発言させていただいた、都内において区市町村でそれぞれが処理をするというのは余りに酷ではないでしょうかということに対しては、あくまでこれは法律上も区市町村に責任があるものだから、都としてはその支援だけですよ、ある意味杓子定規な御見解を述べられているのですが、今回指摘の部分については法律から全く外れたお考えであり、原則が事業者みずからの責任という部分は非常

に理解がしにくいと思っております。

結局、事業者による責任とはいっても、処理してもらう場所というのは同じなのですね。当社であれば高俊興業さんをお願いをしたりということにしかならず、そういった処理施設というのはそれだけではなくて、当然自治体なり、場合によって都さんからの委託を受けて処理する部分というのも相当あるはずです。そういう部分で処理責任というのを、大企業は自分でやってくださいねという切り分け方というのが本当にスムーズに処理を進めるのに役に立つのかという部分は、私からも問題提起をさせていただきたいと思います。

○田中会長 江尻委員、お願いします。

○江尻委員 私はとても見やすい、読みやすい計画になったなと思いながら拝見させていただきました。今のお話とは別のことですが、この概要版というものの扱いなのですが、これは概要版ということで公表されるものですね。

それでしたら、3ページになるのですが、「(4) 発災後に都及び区市町村が備えるべき組織体制」という図なのですが、区と市はあるのですが、町と村が図の中に入っていないので、これが表に出るのであれば、例えば区市町村として一つにまとめられるのか、それとも、区対策本部、市対策本部、町、村として、それぞれ対策本部という図にするのかというところを御検討いただけるとよいかと思います。

以上です。

○田中会長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 私も、先ほどの米谷委員の意見と趣旨は同じなのですが、3ページの「2 対象となる災害廃棄物」が災害時に発生する廃棄物のうち産業廃棄物は除くと読めます。しかし、現実としては災害に伴って発生する廃棄物のうち、何が産業廃棄物で、何が一般廃棄物かと区別することは困難です。例えば地域一帯が焼けてしまった場合に、中小企業の事業場から出るものだけが計画の対象になっているというのは、現実的には処理が難しいでしょう。広域にわたってかなりの倒壊、火災が予想されるわけですから、ここで大企業は除くという記載は現実に運用が困難だと思います。

○田中会長 平山委員。

○平山委員 今、非常に重要な議論をしていると私は思っています、最初に掲げている3つの方針にも、どういうふうに復興に資するような災害廃棄物処理をするのかという部分で、もちろん都民の生活を取り戻すこととともに、都民の生活を取り戻そうと思うと、当然経済活動も取り戻さないといけない、という観点だと思うのです。

一方で、環境省のいろいろな指針を見ていると、今回の計画の41ページに書いていただいていますけれども、今、民間の事業者の中でBCPを考えなさいと。そのBCPの中で自分たちに何かあったときに、もしごみが出てきたときに、その廃棄物は例えば有害廃棄物でも何でもいいのですが、それをちゃんとBCPの中にきちんと書いているのかどうかというと、非常に疑問だと思うのです。ですので、そういった部分は民間事業者と連携しながら進めていかないといけない。

先ほど事務局からもありましたが、例えば熊本でも某自動車メーカーの工場が被災しましたが、それは災害廃棄物として処理されていませんので、各メーカーの自助努力でされていますし、当然民間の解体に関しても自助努力でされているところもありますので、災害の程度と状況によって変わってくるのだと思っています。

一方で、これは行政の計画となりますので、例えば中小ではなくて事業者のものをどうするのかというのであれば、計画としては「中小」という言葉を抜いて、事業者のものをどうするのか。どこまでカバーするのかに関しては、当然発災した後の国との調整になってくると思うので、私はその調整機能をしっかりとやるのだといった部分も今回の計画の中には含まれているのかなと理解しています。そのあたりの文言の修正で、もし皆さんが理解できるのであれば、それでいいのかなと思っています。

やはり大事なことは、東京都といってもリソースが十分にあるわけではないので、何でもかんでも東京都がやらないといけないというわけには当然いかないわけですので、民間と行政、当然都民も含めて、どうやって災害廃棄物を乗り越えていくのか、その基本的な考え方であるとか取り組みに関して今回まとめていただいたことをわかるような形で、概要版とかも含めてアピールといいますか、都民の方に発信していくことをぜひ考えていただければなど。

その際に、先ほどいろいろな委員からありましたけれども、大企業は見捨てているとか、そういう変な捉え方をされないように、文言は少し気をつけていただければなどと思います。  
○田中会長 ありがとうございます。

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員 まず、私も事業者の事業系のごみのことが高橋委員から出てきたときに気になってお聞きしていたのですけれども、文言としてはどうするか。3ページの表の上のところに「原則」という単語が入っているので、原則、事業者がみずからの責任で行ってほしいということをおっしゃっていて、ただ状況によっては原則も崩れるようなことが起こり得るという考えで理解すればいいのかなと、私はこの文言を読ませていただいております。一つ一つを取り上げるといろいろとまた細かく、実際はどうすればいいのだということが起こってくることもあり得るかもしれませんけれども、この「原則」という単語で全体を包括して理解することでいかがでしょうかというのが私の気持ちです。

ただし、加えていただくなれば、先ほどのBCPのお話もあったのですけれども、事業者もみずから責任を持つことで、当然のように協力体制を敷いてほしいということはあってもいいのかもしれないなと思いました。

以上です。よろしく。

○田中会長 この議論は、事業系一般廃棄物全体として共通するのですけれども、事業系一般廃棄物の事業者がみずから処理するのが原則です。計画は自治体とする。原則は処理を自分でやる。処理ができないところは民間の企業に委託できるというので、責任といっても費用負担をするというのと、処理をするというのと、計画にかかわるというのと3つのことを同時にいろいろ議論していると思います。

ですので、災害廃棄物は一廃だというときには、自治体が計画はつくる。原則は排出者が処理をする。処理する能力がないところは、専門の業者に委託する。自分がしなくても費用負担はするというのが責任のことを言っています。中小はそういうのが厳しいので、一般的には経済的に支援をするというので大企業と中小企業が別にかかれているのだと思いますけれども、辰巳さんの原則というのが今の一般廃棄物でも通用している共通認識ではないかなと思います。

ほかに御質問、御意見ございますか。

今日の議題は、資料3、資料4の答申の内容に疑問があればということですが、最後に辰巳さんがおっしゃっているように、特におかしいということではないのかなという気がしますけれども、ほかに発言がない方にコメントをいただきましょうか。

戸部委員からお願いしたいと思います。

○戸部委員 以前に比べて大分わかりやすくなりました。我々業界として何が出来るのかということで、計画が先へ進んだときに、こういうこともできますよということをお話しておきたいと思います。

いずれにしましても、仮置場ができてからでないとならぬと我々の活動というのはできません。今まででも、熊本にしましても、東日本にしましても、ボランティアで車を出して廃棄物を運搬することをやっています。

ですから、初動のときに産廃の車を使ってはいけないとか、一廃の車でなければいけないなど制限されてしまうと、非常に仕事がしにくいこととなります。震災など緊急のときは、1か月間なら1か月間ステッカーを張らせていただいて、それに対応するという措置もあってもいいのではないかなと思います。

それと自治体への協力なのですが、地域のリサイクル組合が現在どのように動いているかということをお話しますと、意外とその自治体といろいろな協定をしています。災害が起きたときは運搬について、あるいは重機が必要なときは空いていればお貸ししますよという形での文書になっているところもあります。自治体へ協力の話をしているところはかなりあるようです。そして、業界としての協力というのはいろいろできます。

20ページなのですが、「搬出入量の管理方法」とあります。例えばこれは我々の業界ですと古紙屋には必ず台貫があります。ですから、それを活用していただくとか、どこにどのぐらいの台貫があるのかということをお話しますと、各区なり市町村と情報を共有しておいたほうがよろしいのではないかなと思います。震災後すぐに移動台貫が来るということでもありませんので、民間の業者のものを使っていただければ良いかと思っています。

21ページに「初動期の広報の内容」とあるのですが、例えば家庭用のガスボンベについても、ガス事業者でないとなかなか取り扱いができないと思いますので、これはガス業界とそういうお話をするとか、あるいはスプレー缶などですと、家庭から出るものについては各区も多少なりとも業者を確保しておりますので、どこに持っていけば片づくという広報をしていただいても大丈夫だと思います。

また家電があるのだけれどもどうしたらいいのだろうかということで、行政機関に連絡しなくても、リサイクル組合に連絡しても回答ができますので、そういうときにはここへ連絡をくださいということをしていただければ、お手伝いはできることがあると思います。

あと、廃棄物の片づけばかりでなくて、いわゆるごみ出しが困難な身体障害者、高齢者への支援方法というのは、地元の組合でしたらボランティアで十分できてしまうと思います。

各リサイクル団体を地域の相談所みたいな形で載せておいていただいても大丈夫だと思います。

東リ協といたしましては、こういうことができるのではないかと考えています。これからまとめていきたいと思っております。この答申については、私は別に問題ないと思っております。

○田中会長 ありがとうございます。

高田委員、何かあればお願いします。

○高田委員 私は臨時委員として部会にもかかわらせていただいたのですが、皆さんの御努力があって、非常にわかりやすい、よい答申（案）というか計画案ができているなと感じています。

その中で補足してお話しするとすれば、概要版の資料3の1ページ目なのですが、3つポイントが書いてある3つ目の「持続性を確保できる処理」というところが私はすごく強い印象を受けるわけです。災害廃棄物処理計画というのは、先ほどの議論で出ていました一般廃棄物処理計画とは違っていて、量も確定していない、時期も確定していないものをどういうふう処理するかという形の計画になりますので、「処理計画」という言葉はついていても、どちらかという廃棄物分野の事前復興計画と防災都市計画の分野では言われるような、もし災害があったときにどうやって立ち上がっていくのか、それに対して立ち向かっていくのかということが書かれている計画であるべきだと私は思っております。

そういう形の中で、他府県さんとかにあれをするわけではないですけれども、被害想定だけをして、それをどこでどうやって処理するかということだけを書かれているような計画をよく見受けられるのですけれども、こちらの都の計画はそういうことだけではなくて、うまく皆さんがタッグを組んで災害の困難に立ち向かって、どういうふうに行動をとればいいのかということまで書き込まれているということで、その点は非常にいい計画ができているなと思っております。

その中で、40ページの話が今日もそこそこ出てきているのですけれども、1つは訓練、研修という話で、私は体制づくりのワーキンググループをやらせていただいたのですけれども、訓練、研修という形のものをするときにも、そのワーキンググループに集ったような、たくさんのこういうものに対するステークホルダーというか、都下の自治体だけではなくて、必ずいろいろなことを担っておられる事業者の方、業界の方、あるいはもっと含めれば都民の方も巻き込んだような形での災害廃棄物に関する訓練、研修という、すぐにぱっとはできないかもしれないですけれども、皆さんが問題意識を共有できるような訓練、研修ができていくようになればいいなと、これを見て思いました。

それから、40ページの下の方のところで、計画の見直しということがあるので、例えば一廃の処理計画ですと法定計画ですので、10年に1回は必ず見直さないといけない、5年に1回は中間見直しをすることがほぼ制度で決まっていますのですけれども、災害廃棄物処理計画については決まっていないので、ここにも定期的に見直すとは書いていないように思うのですけれども、だから定期的に見直す決めごとをするかどうかというのはまだ議論の余地があると思うのですが、見直しをしますと書いてあっても、結局さぼっていればそのまま見直しを全然しなくなって、そのまま時が流れていくことにもなりかねないと思いますので、これから各区市町村でそれぞれ個別の処理計画などがある程度出そろったときには、ぜひもう一度こういう機会を論議をして、それとの整合とか課題点が多分出てくると思いますので、そういうものを含めて、また見直していくべきなのかなと感じました。

私からは以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

鬼沢さん、お願いします。

○鬼沢委員 この後、できた計画をどうやって具体的にして、災害が起きたときのための訓練をどういうふうにしていくかということが非常に大切になると思うのですけれども、それは都民の皆さんにも、こういうすばらしい計画ができたことを知っていただくことからではないかと思えますので、なるべく多くの方に見ていただいて、そういうときに一人一人が具体的にどういう行動をとったらいいかということが自分で考えられるような形の情報の伝わり方が大切なのではないかと思えます。

○田中会長 ありがとうございます。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 私は臨時委員ということで処理ワーキングに携わらせていただいていたのですけれども、今、私の担当ではないのですけれども、今後これをどう使っていくかということが重要だと思っております、ここの処理計画でつくられたという枠組みよりも、人を育てていくことが非常に重要なかなという気がしております、40ページで議論が出ているような今後の訓練という中で、人を育てることが目的になるのかなと思っております。ここでは市区町村とか関係事業団体ということも含まれてはいるのですけれども、実際のことを考えると、東京都庁内の職員として他部局の人たちにも加わっていただくような形で訓練を進められるといいのかなということを、本日皆様の意見を聞きながら思いました

想定外という話もあったとは思いますが、処理計画自身で全てのことが賄えることは決してないとは思っていますが、これも訓練の中で人を育てることだと思っております、その中で産業廃棄物の処理を知るといったこと、あとは協定がどういう形であるかということを理解している人たちがどんどんふえていけば、現場で何か起こったときに現場で対応できるような行政の方が育っていくことにつながって、結果的には対応できるという底上げになるのではないかなと思っておりますので、そういった訓練が今後はされていくということが非常に重要なかなと思っております。

3 ページ目の議論については、前回の部会でも思ったのですけれども、我々の中では処理計画としてそれほど誤解があるような表現になっていないかなと思う部分も、読む人が変わると結構印象が違うイメージになるのだなということ、本日の3 ページのところの解釈でいろいろあるということで、誤解を生むというのは非常によくはないかなと思っておりますので、文言を書きかえるとか、先ほど原則という話もありましたけれども、そういったところで明確にわかるような定義をしっかりと決めていくことが最初の一步としては重要なかなという気がしました。

国庫補助の話については、国庫補助の対象なのでなかなか東京都の計画の中では最終決定できない話かと思っておりますので、どう書くかということはわかりませんが、現実的にこれまでもずっとそうやってきたものなので、そういう仕組みなのだということがわかるような表現になればいいかなと思っております。

あと、産業廃棄物とか事業系廃棄物を置いていかれるという話もあったのですけれども、これもこの表をそういうふうに使われてしまうのは余りよろしくないなと思っております。災害が起こった後に発生するものは対象外ですとか、時系列の話も少し加えていただくとか、災害時にこういう状態になったものだけが対応であるとか、もしかしたらもう少し



踏み込んで定義を明確にしたほうがいいのかなという印象がありました。こうすればいいという修正案までは今思いついていないのですけれども、誤解を生まないようにしたほうがいいのかなという気がしました。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

辰巳委員、追加で。

○辰巳委員 都民への広報のお話が鬼沢さんからあったのですけれども、各自治体は全て災害マップというのをお出しになっていますね。災害が起こったときに私たちがどういう行動をするか、どこに避難するかというお話等いろいろあるのですけれども、これはもちろん廃棄物だけの話なのですが、ああいう中にもし入れておられるならいいのですけれども、災害が起こり、家庭からの廃棄物が出たときに、都民として私たちがどうしたらいいかということが入る可能性があれば、別冊でつくられると私たちはいっぱい見なければいけなくなるので、1個でまとまるといいかなとちょっと思ってしまったのです。

以上です。

○田中会長 最後に米谷委員。

○米谷委員 引き続き3ページの部分の話ですけれども、先ほどのまとめの中では気になる点何か所かありましたので、意見させていただきたいと思います。

まず、事業系一般廃棄物について企業の責任で処理をしているというのは、現実としてはそういったところがありますけれども、私の理解では、法律上の責任はあくまで市町村であって、その市町村から委託を受けている一般廃棄物の処理業者に処理を直接我々がお金を出して、東京都の場合ですと一般廃棄物のマニフェストも出して委託はしていますけれども、法律上はあくまで一般廃棄物は一般廃棄物だと認識をしておりますというのが第1点です。

田中先生のお言葉として、大企業がまずは自分で処理をする、それができない場合に委託をするとおっしゃられたのですけれども、現実問題、大企業で自社処理をしている会社というのはほとんどありません。ほぼ全てが処理委託をしています。先ほども言いましたけれども、その処理委託をする先というのは、結局こういった事態が生じた場合に処理を受託する業者さんたちと全く同じです。

そういう中において、この計画から大企業の関連する廃棄物は全て除くという書き方をされているということは、その処理計画自体の意味合いが数字の前提からも外れているということですね。そうすると、この処理計画の存在がどうなのだとするところにまでなってしまうのではないかという気がするのですが、如何でしょうか。

先ほど、遠藤委員がおっしゃられていたようなことを私も考えておまして、例えば東日本大震災の場合、石巻は当社が処理をしましたが、石巻も結構工業地帯ですので大企業の工場などもありましたが、そういったところから出てきたものについても、基本的には仮置場で全て受けていたと認識をしています。ただ、例えば建物が倒壊したというものであればこちらで受けていましたけれども、倒壊しかかっているけれども、これからやるといった場合には、それぞれの事業者が建設業者に発注して、解体をして、その廃棄物については通常の産業廃棄物と同じような扱いをするといった切り分け方はしていました。本来であれば、それも罹災証明をもらっていれば一般廃棄物であるはずなのですけれ

どもそういった扱いをしています。

そういった切り分け方であれば理解できるのですが、実態として「原則」と書きたくなるというお気持ちはわかるのですが、原則と言われると、それは違うのではないか。概念としては一般廃棄物だけれども、できる限りということで、事業者の厚意として処理するといったことであれば納得はできると思っております。このままでは絶対に通さないというつもりももちろんございませんけれども、一応意見として申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

○田中会長 大変熱心な議論をいただきました。

いろいろな意見がございましたけれども、中には具体的な計画づくりの中に反映されるものはたくさんあったと思いますけれども、この答申（案）を修正しないといけないものはないように思いますけれども、いかがでしょうか、同意していただけたということでしょうか。

そういうことで、私自身も災害廃棄物計画というので、都民から見れば災害が起こったときには自分の命を守って避難するとか、あるいは市民の人たちを救命するとか、その中の一連の流れの後に廃棄物処理ということが入ってくるので、訓練も廃棄物処理だけの訓練ではなくて、ほかのものと一緒にやるとか、連携してやるような形が現実的なことになるのかなという気がします。

計画自体は、先ほど言ったように位置づけという感じで、基本的な方針を決めているのが処理計画の策定であって、東京都の災害廃棄物処理計画というのが基本になって、もう少し細かいことが具体的に書けるという計画づくりが次のステップとしてあるということです。そこに反映されるものはたくさんあると思います。

そういうことで、審議会の答申としては、原案どおりにさせていただきたいと思いますが、いいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○田中会長 特に御異論がないと思います。平山さん、何か一言。

○平山委員 そういえば、私も臨時委員だなと思いつつながら、余り言わないようにはしますけれども、今後に向けたいろいろな意見が各委員から出てきたと思うのですが、それは非常に重要な点だと思っていますし、今後具体的にどういう業務フローでやっていくのかといったものはマニュアルとしてまとめていかれて、そのマニュアルに関しては、随時いろいろな取り組みをしながら見直しをしていけるような枠組みとしてつくられていくことだと思うのです。

私が言うのがいいのかどうかはわからないのですが、例えば訓練、演習とかいろいろ書かれてはいるのですが、例えばロードマップ的なもの、つまり3年以内にとのぐらい訓練をやるのか、どういう演習をやるのかであるとか、あるいは5年で区市町村も含めて参加者の人数は、職員全体の何割ぐらいはこの訓練に参加したものをやるのかといった、今後の取り組みのロードマップみたいなものも本来であれば重要ではないのかなと思っています。ただ、この答申でここに書くとかではなくて、そういった検討もぜひさせていただきたいということです。当然災害廃棄物はふだんの廃棄物の処理とも、あるいは体制とも大きくかかわるところですので、例えば今年度は何人参加してこういう訓練をやりまし

という報告をこの審議会に定期的にさせていただくといったことをぜひ考えていただいたほうがいいのかなど、制度的にとんちんかんなことを言っているかもしれないのですが、今後のロードマップ的な観点からぜひ検討も進めていただければと思います。

○田中会長 貴重な御意見、ありがとうございました。

この辺で、審議会の答申として原案どおりとさせていただいて、本日は遠藤環境局長に出席いただいておりますので局長に答申をお渡ししたいと思います。

29環廃審第2号  
平成29年5月18日

東京都知事

小池 百合子 様

東京都廃棄物審議会  
会長 田中 勝

#### 東京都災害廃棄物処理計画の策定について

平成28年7月13日付28環資計第184号で諮問された事項については、別添「東京都災害廃棄物処理計画の策定について」のとおり答申いたします。

(田中会長から遠藤環境局長へ手交)

○田中会長 熱心な御議論をいただきましてありがとうございました。

今日が、私にとっては最後の審議会になります。

振り返ってみたいと思いますけれども、2003年に東京都廃棄物審議会の会長に任命されて、2004年に私にとっての第1期の答申を出させていただきました。そのとき、非常に印象に残っているのですが、その当時、廃プラスチックは焼却不適ごみということで不燃ごみに入れたプラスチックがどこに行くかということ、全て埋立処分場に行っていました。こんなに貴重な資源が埋め立てに行っているのか、埋立処分場という貴重な空間資源で廃棄物で消費しているという状況を何とか解決しないといけないなと思って、答申では、廃プラスチックを焼却不適ごみから埋立不適物と区分を変えて、その結果、廃プラスチックは埋立処分場に行かないようにし、容器包装リサイクル法にのっとり物質回収型のリサイクルをする自治体が23の区のうち12になりました。残りの11区は可燃ゴミに入れてくださいという形で、エネルギー回収型のリサイクルをするようになりました。そういうように変えたのが2004年の答申でした。

その後、5年ごとの計画の見直しということで計画を議論して、効果があったのは埋立量を減らしたこと、リサイクルが増えたこと、リサイクルビジネスに力を入れてきたことが東京都の廃棄物処理の特徴ではないかと思います。

今回、私にとって4期目の廃棄物審議会ですが、災害廃棄物計画の策定についてということで取りまとめることができ、部会のメンバーに厚くお礼を申し上げたいと思いますが、日本にとっては東京都がどこに行くのか、どういう計画を出してくるのかということは注目されていますし、世界からも東京はどんなことをやっているのかということで、産業廃棄物ではスーパーエコタウンというのを世界に誇りを持って紹介できるものだと思いますけれども、なかなか整備が難しい廃棄物処理施設を効率的に短期間で多くの産

廃処理施設を整備するというをやったのけたのも東京都ですし、いろいろPRできる点があるかと思えます。今回も多く委員の方から御意見をいただき、その結果、災害廃棄物処理計画の策定についてという答申ができたのではないかと思います。

今回の審議会のいろいろな議論で、また、パブリックコメントでは都民から、あるいは事業者から多くの意見が寄せられました。これらを参考にして東京都災害廃棄物処理計画を出していただきたいと思えます。今回の議論をもとに地震を初め、いろいろな自然災害に対して廃棄物対策に日ごろから十分に備えていただく形にこの答申が役立つことを祈念しております。

○藤井計画課長 本日は大変貴重な御意見をいただきました。今日の御意見を踏まえて、しっかりと今後マニュアル化を進めていきたいと思えますが、最後に環境局長の遠藤から御挨拶をさせていただきたいと思えます。

○遠藤環境局長 改めまして、ありがとうございました。

田中会長、杉山部会長を初めとしまして、委員の皆様方には、最後まで熱心に御議論をいただきまして本当にありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

本日いただきました答申では、被災者でもある都民の目線に立った災害廃棄物処理のあり方を考えた上で、7つの基本指針のお示しをいただきました。また、これまでの大規模災害を教訓といたしまして、各主体が担うべき役割の明確化や受援体制の整備、各行政機関の組織体制の統一化などにつきまして、重要性を示していただいたところでございます。

今回の答申を踏まえまして、今後都といたしまして、行政としての東京都災害廃棄物処理計画を策定したいと思えます。もちろん今日最後にいただきました御意見もなるべく反映をする形で策定をしていきたいと思っております。これからはいろいろな御議論、あるいは御意見をいただきたいと思っております。

また、計画を策定した後も、計画に基づいて災害時に有効な災害廃棄物対策が講じられるよう、より実務的で実効性のあるマニュアルの作成や訓練、演習を通じまして、計画の質を高めるとともにPDCAサイクルも考えながら継続的な計画見直しに取り組んでいきたいと考えております。

今後とも委員の皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきますとともに、東京都の資源循環行政、環境行政に引き続き御理解と御協力をいただけますようお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○藤井計画課長 それでは、以上をもちまして、第18回「東京都廃棄物審議会」を閉会させていただきます。

本日は貴重な意見、まことにありがとうございました。どうぞ今度もよろしく願いいたします。